

「三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)」中間案の概要

1 計画の目的

県では、令和2年3月に策定した「三重県社会的養育推進計画」(令和2年度～令和11年度)に基づき、社会的養育の体制や支援の充実に取り組んでいるところです。「三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)」は、令和4年改正児童福祉法の趣旨をふまえ、国の策定要領(令和6年3月)に基づき、新たな計画として見直しを行い定めるものです。

2 計画期間 令和7年度から令和11年度までの5年間

3 計画のポイント

(1) 子どもの権利擁護(意見聴取・意見表明等)への支援

子どもの権利擁護について、この計画の根本であり最重要な事項であるという認識に立ち、計画の全体像に示される4つのステージ(予防的支援ステージ、緊急保護ステージ、社会的養護ステージ、自立支援ステージ)を通じて、大人も含め子どもの理解を深める取組を進めます。

(2) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障

子どもの最善の利益を実現するため、家庭養育優先の原則を推進するとともに、パーマネンシー保障(家庭という育ちの場の保障)の理念に基づくケースマネジメントが徹底される環境づくりを進めます。

(3) 切れ目なく隙間のない支援

市町と連帯して、支援の必要な保護者や子どもの情報が集積する関係機関(主に児童相談所や市町要保護児童対策地域協議会(以下、「要対協」という。))の機能を発揮させ、ネットワーク化された関係機関等との間の情報の共有化を図ります。その上で、共有化された情報をもとに関係機関等の連携による支援をコーディネートできる体制を整備します。さらに、支援の必要な保護者や子どもの情報の共有化と合わせて、関係機関等との間の引継ぎを的確かつ効率的に実施できるよう環境を整えます。

4 中間案の概要

第1章 はじめに

(1) 計画の趣旨(中間案 P1)

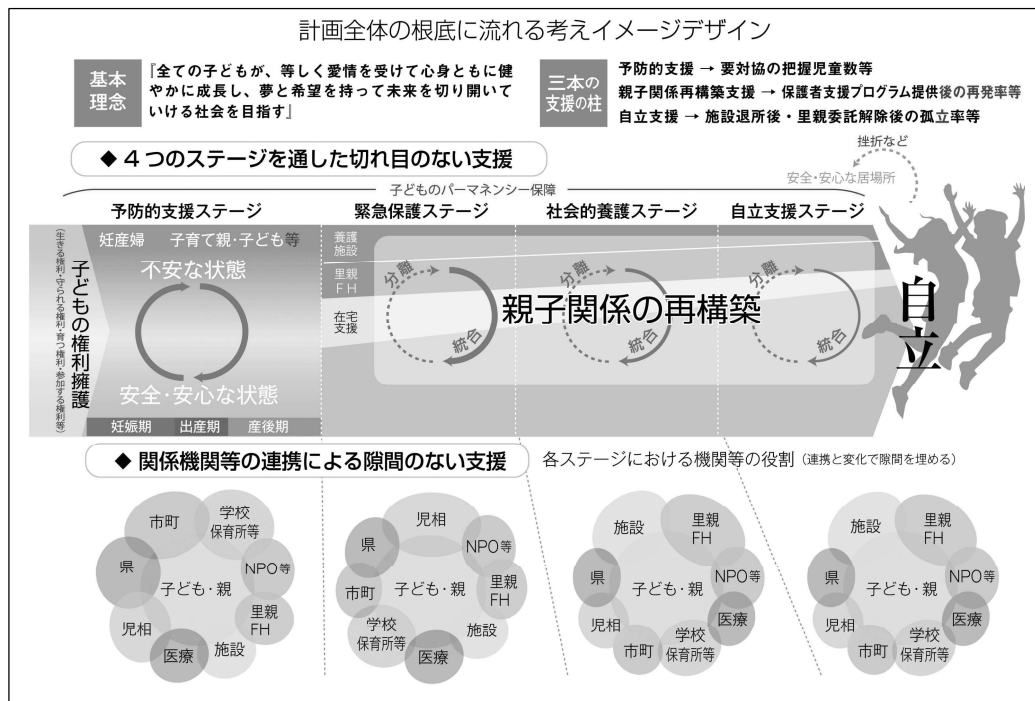
令和4年改正児童福祉法の趣旨に沿って、妊娠・出産期の予防的な支援から子どもが自立するための支援まで、切れ目なく隙間のない総合的な対策をまとめます。

(2) 計画策定の基本理念と基本的方向（中間案 P 2）

【基本理念】 全ての子どもが、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す

【基本的方向】 予防的な支援、緊急保護・社会的養護における支援、自立支援、情報の収集・発信および調査・研究の取組を行うにあたり、子どもに十分な説明を行い、その真意を聞き取り、その権利の擁護を図ります。

第2章 計画の全体像（中間案 P 3～6）



上記のような「計画全体の根底に流れる考えイメージデザイン」を作成しました。このイメージデザインでは、国の策定要領に記載される事項が緊密につながり、一体的かつ全体的な視点で捉えられるよう整理しています。加えて、県独自の考え（切れ目なく隙間のない支援）に基づき、三本の支援の柱を定めて評価指標や関連指標の進行管理を行います。

第3章 計画の評価指標・関連指標等

(1) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

(中間案 P 7、P 26)

国の策定要領に基づき、計画の最終年度（令和11年度）における代替養育を必要とする子ども数を608人と見込みます。要対協が把握する要保護児童数等、ショートステイ利用者数、養育支援訪問件数、一時保護児童数および2か月を超える一時保護件数の各々の実績の前年度伸び率の平均値を乗じて得た数値を潜在的需要率（約4割増）として措置児童の推計数435人に乗じています。

(2) 評価指標（中間案 P 7、P19～25）

三本の支援の柱（「予防的支援」、「親子関係再構築支援」および「自立支援」をいう。）の大分類において、県独自の評価指標を設定しています。

(3) 関連指標（中間案 P 7～8、P19～25）

国の策定要領の評価指標の一部を関連指標（小分類）と位置づけ、計画の最終年度（令和11年度）までの間、実績値を測定し傾向を把握します。計画期間中にその傾向を把握することによって、評価指標や関連指標の間の関係性を見極め、次期計画の策定検討時に活用します。

(4) 三本の支援の柱に係る評価指標・関連指標のツリー図

（中間案 P 8、P19～25）

三本の支援の柱にぶら下がる評価指標と関連指標を大分類・中分類・小分類に区分し体系化しています。今後、この体系図をもとに指標間の影響度合いや目標値への影響度合いを確認できるよう見える化しています。

<三本の支援の柱と評価指標>

支援の柱	県独自の評価指標（大分類）	最終年度 （令和11年度）
予防的支援	要対協の把握する要保護児童数と要支援児童数の合計数	8,783件
親子関係再構築支援	保護者支援プログラムを提供した保護者の再発率（再分離率）	再発率 13%
自立支援	施設退所後または里親委託解除後3年後の就労の状況・進学状況と孤立率	就職・進学率 100% 孤立率 0%

第4章 計画全体に関わる検討課題（中間案 P 8～10）

以下の検討課題について、「総論」および「各論」に記載する取組を通じて解決を図るとともに、調査・研究を行い、さらに検討を重ねます。

- (1) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み（潜在的な需要）
- (2) 子どもの権利擁護と意見表明に係る仕組みや能力開発等
- (3) 子どもの自立のための支援（再チャレンジできる環境）
- (4) 人材の確保と育成
- (5) 支援のための財源の確保

第5章 各関係機関等の具体的な取組

(1) 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組（中間案 P11）

① 市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

市町に設置される「こども家庭センター」の中心的な役割を担う「統括支援員」や「母子保健コーディネーター」の職員の人材育成や専門性の確保が

必要です。研修等を実施など妊産婦や子育て家庭への相談体制の強化を支援することにより、早期に出産や子育ての不安に対応します。

② 市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

市町が家庭支援事業等を実施する上でサポートプランを作成する必要がある、必要な事業量や取組状況等を把握することが重要です。適切なサポートプランの作成に向けて、県内の里親、入所施設等について、子育て短期支援事業等の委託先として市町と情報共有を進め顔の見える関係づくりを行うことにより積極的な活用を図るなど市町の取組を支援します。

③ 児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

市町が「こども家庭センター」を整備していく中で、児童家庭支援センターとの関係構築や連携方法について整理する必要があります。地域における児童家庭支援センターの相談機能の充実を図るとともに、児童相談所や要対協と連携して、親子関係の再構築に向けた保護者支援プログラムの修得支援など職員の育成にも取り組みます。

(2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組（中間案 P11～12）

悩みを抱える妊産婦等を早期に把握し、必要な支援につなげるため、相談窓口の設置や関係機関と連携した支援を行うとともに、母子保健コーディネーター等の人材育成など、市町の体制整備に向けた取組を進め、妊産婦等への切れ目ない支援に取り組みます。

(3) 一時保護改革に向けた取組（中間案 P12～13）

施設職員の確保が難しく、入所施設本来の業務に影響が及ぶことから、既存の一時保護専用施設の利用と合わせ、児童養護施設、乳児院等の空きスペースや里親・ファミリーホームの活用を促進します。

(4) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組（中間案 P13）

代替養育を必要とする子どもの状況が変化していることをふまえ、里親等を支援する体制をより強化していくことが求められています。このため、計画の最終年度の里親委託率を前期計画と同様に3歳未満60%、就学前60%、学童期以降40%、全年齢45%に設定します。ただし、計画期間内に設定した目標値を超えた場合は、国の策定要領に記載された目標値（乳幼児75%、学童期以降50%）とします。

(5) 施設の高機能化および多機能化・機能転換に向けた取組（中間案 P13～15）

児童養護施設および乳児院の小規模化・地域分散化に伴い定員が整理されているため、緊急の一時保護の要請等に対応できるよう定員の一定数を確保する必要があります。施設職員の確保や人材育成が難しいことから、現状の定員を維持していくことが適当であると考えています。県は、今後も地域の实情に即した一時保護専用施設、児童家庭支援センター、里親支援センターの設置などの多機能化・機能転換を促進していきます。

(6) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組（中間案 P15）

施設の退所後、あるいは、里親の措置解除後、子どもがどのような道を進むのか実態を把握できていない状況です。今後、その実態を把握し、子どもに適した自立支援策が提供できるよう仕組みづくりを検討します。また、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援事業を通じて、子どもが、施設の退所後などに、生活がなかなか安定しない、あるいは、挫折を感じたとき、孤独に暮らすのではなく、安全で安心な居場所に戻るアフターケアの環境を整備します。

(7) 児童相談所の強化等に向けた取組（中間案 P16）

近年、児童相談所の専門職の増員を行っていますが、増加傾向にある児童虐待相談等に的確に対応していくための人材の確保・育成や専門性の向上などの課題もあります。そのため、引き続き児童相談所の職員の増員を図るとともに、業務の見直し、児童家庭支援センターへの指導委託の促進など業務改善に取り組めます。併せて、「三重県児童相談所職員人材育成計画」を定め、高度な専門性と広い視野を持つ人材の育成に努めます。

(8) 障害児入所施設における支援（中間案 P16）

障害児入所施設は、被虐待児への支援の充実を図る観点から、被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行うとともに、入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援を行います。

第6章 次期計画づくりに向けて（中間案 P16～18）

県は、第4章「計画全体に関わる検討課題」について、次期計画づくりに向けて調査・研究を行い、一定の方向性を提示できるよう検討を重ねます。

(1) 調査・研究の実施

(2) PDCAサイクルによる評価指標の分析と抽出される課題

第7章 関係機関等との連携・協力と情報の収集と発信（中間案 P18）

(1) 課題解決に向けた調査・研究に関する関係機関等の連携・協力

県は、第6章の次期計画づくりのために必要となるデータを調査・分析し、研究を深めることが求められ、その調査・研究の実施にあたり、大学等の調査研究機関はもとより、子どもが生活する現場である施設や学校などと緊密な連携・協力が必要です。県は、そのための仕組みづくりを行います。

(2) 課題解決に向けた情報収集と関係機関等への情報発信

県は、全国の成功事例や成果のあった事例、研究発表、地域の活動報告など有益な情報を収集し、本県の実情・現状に即した課題解決のためのヒントを探求します。